

「スーパーICカード TOKYU POINT PASMO 規定」

第1条(本規定の目的)

本規定は、株式会社三菱UFJ銀行(以下「当行」といいます。)、東京急行電鉄株式会社(以下「東急電鉄」といいます。)、東急カード株式会社(以下「東急カード」といいます。)および株式会社パスモ(以下「パスモ」といいます。))の発行する「スーパーICカード TOKYU POINT PASMO 三菱 UFJ-VISA」(以下「本件カード」といいます。))の発行条件、機能および使用方法等について定めるものです。

第2条(本件カードの発行)

1. 本件カードは、当行が「IC キャッシュカード規定」に基づき発行する普通預金のキャッシュカードとしての機能(以下「キャッシュカード機能」といいます。)、 「スーパーICカード特別規定」、 「三菱UFJ-VISA 会員規約」に定めるクレジットカードとしての機能(以下「クレジットカード機能」といいます。)、パスモが「PASMO 取扱規則」に定める IC カード機能(以下「PASMO 機能」といいます。)、およびパスモが「オートチャージサービス取扱規則」に定めるオートチャージサービス(以下「オートチャージサービス」といいます。))を利用することができる機能(以下「PASMO オートチャージサービス機能」といいます。)、ならびに東急電鉄が「TOKYU POINT 規約(スーパーICカード TOKYU POINT PASMO 用)」に定めるサービスを利用することができる機能(以下「TOKYU POINT サービス機能」といいます。))の全てを1枚のカードでご利用できるものです。なお、キャッシュカード機能を利用せずに、クレジットカード機能、PASMO 機能およびTOKYU POINTサービス機能を利用することはできません。

2. 本件カードは、「IC キャッシュカード規定」、「スーパーICカード特別規定」、「三菱UFJ-VISA 会員規約」、「PASMO 取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」、「TOKYU POINT 規約(スーパーICカード TOKYU POINT PASMO 用)」および本規定を承認のうえ、当行、東急電鉄、東急カードおよびパスモ(以下総称して「四社」といいます。))に発行を申し込み、四社が入会を認められた者(以下「会員」といいます。))に対し、発行され、当該発行と同時に、これらの各規定等が適用されるものとします。

3. 本件カードのお申し込みができるのは、個人の方のみとします。また、お申し込みに先立ち、四社からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

4. 本件カードでは、キャッシュカード機能をご利用いただく普通預金口座をクレジットカード機能のお支払口座(以下「支払預金口座」といいます。))とし、その他の預金口座を支払預金口座に指定することはできません。

なお、支払預金口座に指定できる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。

5. 本件カードは、<コンビタイプ>のみとなります。

6. 「三菱UFJ-VISA 会員規約」に基づく会員資格の審査の結果、資格を満たさない場合で、当行が利用を認めた場合には「IC キャッシュカード規定」で定める IC キャッシュカードを発行します。なお、この場合に発行される IC キャッシュカードは<コンビタイプ>となります。

7. 前項の場合でも入会申込書およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条(本件カードの貸与・回収について)

1. 本件カードの所有権は四社に帰属し、四社は本件カードを会員に貸与するものとします。

2. 会員は、善良なる管理者の注意をもって本件カードを管理するものとします。また、会員は、本件カードを会員ご本人のみに利用するものとし、本件カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等により第三者に使用させることもその占有を第三者に移転することもできません。

3. 四社またはそのいずれかから本件カードの返却の請求があった場合は、会員はその請求に従って、本件カードを返却するものとします。

第4条(本件カードの作成および交付)

1. 四社は本件カードの作成について第三者に委託することができるものとします。また、本件カードの交付についても、四社が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。

2. 本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行で所定の期間のみ保管します。この場合、会員は当行の口座店にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。所定の期間を経過した場合、当行は当該カードを破棄するものとします。なお、本件カードの再発行にあたっては第9条により当行に届出るものとします。

第5条(クレジットカード機能)

1. 本件カードは、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」に定める本人会員に発行され、家族会員へのお申し込みはできません。

2. 会員は、本件カードをインプリンター加盟店(カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。

第6条(PASMO 機能の限定)

本件カードの PASMO 機能には定期券としての機能はありません。

第7条(本件カードの盗難・紛失等)

1. 会員が、本件カードを紛失、盗取された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに当行に連絡、および「PASMO 取扱規則」で定める事業者の指定箇所(以下「PASMO 指定箇所」といいます。)に申し出を行うものとし、当行からその事実を東急電鉄および東急カードに通知します。

2. 前項の連絡の後、会員は遅滞なく当行所定の書面により当行に届出を行うとともに所轄警察署へ届出を行うものとします。

3. 第1項の連絡および申し出を受けた場合は、当該連絡および申し出内容の確認など所定の手続きにしたがって、当行は当行への連絡に基づきキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の利用を一時停止し、東急電鉄は当行への連絡に基づき TOKYU POINT サービス機能の利用を停止し、パスモは PASMO 指定箇所への申し出に基づき PASMO 機能の利用を停止します。四社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡および申し出を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡または申し出における会員の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、四社はその責任を負いません。

4. 盗難・紛失等により被る損害については、キャッシュカード機能およびクレジットカード機能に関しては「IC キャッシュカード規定」、「スーパーICカード特別規定」、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」、PASMO 機能に関しては「PASMO 取扱規則」、PASMO オートチャージサービス機能に関しては「オートチャージサービス取扱規則」、TOKYU POINT サービス機能に関しては「TOKYU POINT 規約(スーパーICカード TOKYU POINT PASMO 用)」がそれぞれ適用されるものとします。

第 8 条(届出事項の変更)

1. 氏名・住所その他の届出事項に変更があった場合には、会員はすみやかに当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に当行所定の書面により届出るほか、「PASMO 取扱規則」に定める手続きに従い、PASMO 指定箇所にて本件カードを持参の上、申し出るものとします。会員から当行へ届出書面による届出があった場合、当該届出内容を当行は東急電鉄および東急カードへ連絡します。
2. 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、会員は、第 9 条に定める本件カードの再発行の手続きを行うものとします。

第 9 条(本件カードの再発行)

1. 本件カードの紛失・盗難、破損・汚損・障害および氏名変更等前条に定める変更を理由に会員が当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に所定の書面にて届出を行うほか、「PASMO 取扱規則」に定める手続きに従い、PASMO 指定箇所へ申し出をすることにより、四社に対し本件カードの再発行の申し出を行い、四社が再発行を承認した場合には、本件カードを再発行するものとします。なお、再発行にあたっては相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. 会員は、再発行した本件カード(紛失・盗難以外の場合は、「PASMO 取扱規則」に定める手続きに従って、再発行前の本件カードと再発行した本件カードの 2 枚)と「PASMO 取扱規則」に定める必要書類を PASMO 指定箇所に持参し、「PASMO 取扱規則」に従って、新カードへの PASMO 機能の再発行手続きまたは PASMO 機能を新カードへ移し替える手続きを行うものとします。なお、当該手続きが完了するまでは、再発行した本件カードの PASMO 機能はご利用いただけません。
3. 本件カードの再発行が必要となる場合、新しいカードが交付されるまでの間、クレジットカード機能、キャッシュカード機能および PASMO 機能、ならびに TOKYU POINT サービス機能の利用ができません。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても四社は責任を負いません。
4. 本件カードを再発行する場合には、当行所定の手数料をいただく場合があります。また、第 2 項に定める PASMO 機能の再発行および PASMO 機能を移し替える手続きに係る費用については、「PASMO 取扱規則」に従うものとします。

第 10 条(本件カードの有効期限)

1. 本件カードには有効期限があり、キャッシュカード機能、クレジットカード機能、PASMO 機能、PASMO オートチャージサービス機能および TOKYU POINT サービス機能に共通の有効期限です。
2. 本件カードの有効期限が到来し、四社が引続き利用を承認する場合、有効期限を更新した新しい本件カード(以下「更新カード」といいます。)を当行届出住所宛に送付します。
3. 前項の場合において、当行がクレジットカード機能の有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカード機能とともにキャッシュカード機能、PASMO 機能、PASMO オートチャージサービス機能および TOKYU POINT サービス機能も、有効期限をもって終了するものとします。
4. 前項の場合において、特に会員の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のキャッシュカードを発行し、当行届出住所宛に送付することができるものとします。この場合、キャッシュカード用暗証番号は、そのまま継続するものとします。
5. 会員は、更新カードと有効期限更新前の本件カード、ならびに「PASMO 取扱規則」に定める必要書類を PASMO

指定箇所に持参し、PASMO 機能を有効期限更新前の本件カードから更新カードへ移し替える手続きを行うものとします。なお、当該手続きが完了するまでは、更新カードの PASMO 機能はご利用いただけません。

6. 会員が第 8 条第 1 項の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合、これに伴う不利益、損害等については、四社は責任を負わないものとします。

第 11 条(本件カードの利用停止、会員資格の取消等)

1. 会員は以下の各号の一に該当する場合、四社は、本件カードの会員資格を喪失させ、または本件カードのキャッシュカード機能、クレジットカード機能、PASMO 機能および TOKYU POINT サービス機能の一部もしくは全部の利用を停止または利用資格を取り消す(以下「利用停止等」といいます。)ことができます。また、この場合、当行はその他本件カードに付帯するサービスに係る契約についても、特に会員に事前に通知することなく解約できるものとします。また、会員が本件カードについて第 4 号から第 6 号の一に該当した場合において、本件カードの有効期限が到来したときまたは会員が本件カードの再発行を申し出たときは、それまでに本件カードの会員資格を喪失もしくは利用停止等が行われていなくとも、本件カードについてのキャッシュカード機能、クレジットカード機能および TOKYU POINT サービス機能の利用資格を喪失し、四社は本件カードの再発行を行いません。なお、本件カードの会員資格喪失および PASMO オートチャージサービスの退会ならびに利用停止等による会員の不利益、損害等に対し、四社はその責を負いません。

(1) 会員が本規定、「IC キャッシュカード規定」、「スーパーIC カード特別規定」、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」、「PASMO 取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」、もしくは「TOKYU POINT 規約(スーパーIC カード TOKYU POINT PASMO 用)」のいずれかに違反したとき、または違反するおそれがあると判断した場合

(2) 当行または、東急電鉄の定めに基づき会員資格を喪失した場合

(3) 会員が本件カードの解約を当行に申し出た場合

(4) 会員が本件カードの PASMO 機能を払い戻した場合

(5) 会員が本件カードの PASMO 機能を、「PASMO 取扱規則」に定める手続きにより記名 PASMO へ移し替えた場合

(6) 会員の PASMO 機能が「PASMO 取扱規則」に定める無効または失効の状態となった場合

(7) 会員が本件カードを当行が定める期間受領しない場合

2. 前項の場合において、特に会員の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のキャッシュカードを発行し、当行届出住所宛に送付することができるものとします。この場合、キャッシュカード用暗証番号は、そのまま継続するものとします。

3. 利用停止等の場合には、当行は、会員に事前に通知、催告等を行うことなく、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」に定める加盟店等を通じて、本件カードの回収をすることができるものとします。

4. 会員が本件カードの PASMO オートチャージサービス機能を退会後に、再度、本件カードの PASMO オートチャージサービス機能について会員登録を希望するときは、「オートチャージサービス取扱規則」に定める手続きに従い、同規則に定めるパスモの申込箇所に申込み、所定の手続きを受けなければなりません。その場合、本件カード以外のクレジットカードを決済カードとする PASMO オートチャージサービス機能の申込み、または本件カード以外の PASMO への設定情報追加を希望する PASMO オートチャージサービス機能の申込みをすることはできません。

第 12 条(本件カードの解約)

会員は、本件カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては、当行所定の書面を当行所定の窓口(原則として支払預金口座のある口座店になります。)に提出するものとします。

第 13 条(会員資格の取消時等の PASMO バリュウの取扱)

第 11 条第 1 項第 1 号および第 2 号もしくは第 12 条に該当した場合で本件カードにバリュウが残っている場合、会員は「PASMO 取扱規則」に定める手続きに従い、PASMO 指定箇所に速やかに本件カードを持参の上、本件カード内に記録されたバリュウを記名 PASMO に移し替えを行い、その後本件カードに切り込みを入れて破棄するものとします。なお、本件カードの PASMO 機能について、第 11 条第 1 項第 4 号もしくは同項第 5 号の処理を行う前に本件カードを当行に返却した場合、もしくは払い戻しや記名 PASMO へ移し替えを行う以前に本件カードを破棄等した場合、または当行が本件カードを回収もしくは会員より返還を受けた場合には、PASMO 機能が失効する前であったとしても、記名 PASMO への移し替えまたは PASMO のバリュウ等は返金いたしません。

第 14 条(機能の分離)

会員は、本件カードについて、キャッシュカード機能、クレジットカード機能、PASMO 機能(ただし、PASMO オートチャージサービス機能を除きます。)および TOKYU POINT サービス機能のうち単独または複数の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。

第 15 条(個人情報の利用・提供)

1. 会員は、当行、東急電鉄および東急カードが会員の下記個人情報を、保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記の目的で利用することに同意するものとします。

[利用目的]

- ①本件カードの発行または会員の管理のため
- ②本件カードに関するサービスの提供のため
- ③法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- ④商品、サービスの案内のため
- ⑤商品開発のため
- ⑥会員への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他取引を適切かつ円滑に履行するため

[相互に提供・利用する個人情報]

氏名・住所・電話番号・家族に関する情報等入会申込書や入会後の届出書等に記載の事項(変更があった場合は変更後の情報も含む。)、本件カードの事故・再発行・解約等の事実、クレジットカード番号、クレジットカード機能のご利用状況および会員資格の取消等の事実

2. 会員は、当行が取得した以下各号の個人情報を保護措置を講じたうえで、次の各号に定める利用目的のため PASMO に提供することに同意します。

- (1) オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済を行う目的: 本件カードのカード番号および有効期限
- (2) 本件カードおよびオートチャージサービスに関する通知・案内の送付、および連絡を目的: 当行に提出する書類等に記載されている住所情報
- (3) 第 9 条および第 10 条により、四社が発行する本件カードの PASMO 機能に記録する目的: 氏名、性別、生年月日および電話番号

3. 会員が前 2 項に同意しない場合、本件カードを発行することができません。
4. 会員が PASMO 機能および PASMO オートチャージサービス機能の申込みのためにパスモに提出した個人情報の取扱いは、パスモが定める「PASMO 取扱規則」および「オートチャージサービス取扱規則」の定めによります。また、パスモが第 2 項により取得した個人情報の取扱いは、同項各号に定める利用目的のほか、パスモが定める「PASMO 取扱規則」および「オートチャージサービス取扱規則」の定めによります。
5. 第 3 項の規定にかかわらず、当行、東急電鉄および東急カードは、第 1 項の利用目的④により行う宣伝物・印刷物の送付等、営業に関する案内について、会員から中止の申し出があったときは、当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書送付時等の同封物や書類余白への印刷等の営業案内は除きます。

(利用中止の申し出先)

株式会社三菱UFJ銀行

三菱 UFJ-VISA デスク

フリーダイヤル 0120-571-034

第 16 条(規定の適用)

本規定において特に定めがない場合は、キャッシュカード機能とクレジットカード機能については、「IC キャッシュカード規定」、「スーパーIC カード特別規定」、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」、その他当行の定める規定を適用するものとし、PASMO 機能については、「PASMO 取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」、TOKYU POINT サービス機能については、「TOKYU POINT 規約(スーパーIC カード TOKYU POINT PASMO 用)」がそれぞれ適用されるものとし、なお、「IC キャッシュカード規定」、「スーパーIC カード特別規定」、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」、「PASMO 取扱規則」、「オートチャージサービス取扱規則」、「TOKYU POINT 規約(スーパーIC カード TOKYU POINT PASMO 用)」またはその他当行が定める規約・規定・特約と本規定の内容が一致しない場合には本規定がそれぞれ適用されるものとし、

第 17 条(規定の改定)

本規定を変更する場合は、その変更内容を事前に当行の店頭表示その他の相当の方法で公表または通知します。公表または通知のあとに会員が本件カードをご利用された場合は、会員が当該変更後の規定を承諾したものとみなします。

以上